

『語学留学』旅行条件書

お申し込み前に必ずご一読ください。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は(株) エステーエトラベル(東京都渋谷区幡ヶ谷2-7-2 観光庁長官登録旅行業937号、以下当社といいます)が募集する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」と言います)を締結することになります。

(2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」と言います)の提供を引き受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。

(3) 旅行契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件の他、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」と言います)及び当社約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」と言います)によります。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

(1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全額として取扱います。また、本項(4)に定めた旅行契約成立前にお客様がお申込みを撤回された時は、お預かりしている申込金を全額払戻します。旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受理したときに成立するものとなります。当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みがなかったものとして取扱います。

申込金：お一人様あたり30,000円

(2) 旅行契約は郵便またはファクシミリでお申込みの場合は、申込書の提出と申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出した時に、また電話によるお申込みの場合は、本項(1)より申込書と申込金を当社が受理した時に成立します。

(3) お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得てお客様が「キャンセル待ち」状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様をキャンセル待ちの状態として登録し、予約可能となるよう手配努力することがあります。この場合でも当社は申込金を申し受けます。ただし、「当社が予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ち解除のお申し出があった場合」または「結果として予約がお取りできなかった場合は、当社は当該申込金を全額払い戻します。

(4) 本項(3)の場合で、キャンセル待ち予約の契約の成立は、当社が予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとなります。お預かりした「申込金相当額」は予約成立となった場合、「お申込金」として取扱います。

4. お申込み条件

(1) 18歳未満の方は保護者の同意書が必要です。15歳未満の方は原則として保護者の同行を条件とさせていただきます。75歳以上の方は、健康診断書の提出をお願いすることもあります。旅行の安全かつ円滑な実施のために、コースによりご参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行などを条件とさせていただきます場合があります。また、ご参加の場合には、コースの一部内容を変更させていただく場合があります。

(2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。(3) 血圧異常、心臓病等、現在健康を害している方、慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方、障害をお持ちの方などで、特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、この場合、医師の健康診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために介護者・同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、またはご参加をお断りさせていただく場合があります。

(4) お客様がご旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断または治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様のご負担となります。

(5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件(手配旅行契約)でお受けする場合があります。お客様が他のお客様に迷惑を及ぼした時、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6) その他、当社の業務上の都合がある際には、お申込みをお断りする場合があります。

(7) 渡航に必要な旅券・査証等のお手続きは別途お申し込みがない限り、お客様自身にて行ってください。いかなる理由でも旅行変更・取消は規定通りの費用が発生いたします。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1) 当社は旅行契約成立後、速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面は募集広告(パンフレット等)、本旅行条件等により構成されます。

(2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に集合時刻・場所・利用運送機関・宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を、遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。(原則として旅行開始日の10日～6日前にはお渡しするよう努力しますが、夏休みや春休み期間等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算して31日目にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算して31日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算して31日目にあたる日以降にお申込みの場合、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

7. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した航空(エコノミークラス)、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃(等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示しています。)

(2) 旅行日程に明示した語学研修・ホームステイプログラム費用(詳しくは各コースの記載内容参照)

(3) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程に「お客様負担」または「各自」と表記している場合を除きます。)

(4) 旅行日程に明示した観光料金(バス料金・ガイド料金・入場料等)

(5) 旅行日程に明示した宿泊(ホームステイ、学生寮、ホテル、ホステル等)料金及び税・サービス料(パンフレット等に特に別途記載がない限り2人部屋に2名宿泊を基準とします。)

(6) 旅行日程に明示した食事料金及び税・サービス料金

(7) 手荷物の運搬料金

お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はお1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので、詳細はお問い合わせ下さい。)

(8) 旅行日程中の日本国外の空港税、出国税及びこれに類する諸税。ただし、含まないことを表記されているコースを除きます。

(9) 運送機関の課す付加運賃・料金(付加運賃・料金が増額または減額、廃止されても、増額分の追徴ならびに廃止を含む減額分の払い戻しはありませぬ。)

8. 旅行代金に含まれないもの(上記以外は旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。)

(1) 超過手荷物代金(規定の重量・容量・個数を超える分について)

(2) クリーニング代、電報、電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けとその他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税金・サービス料

(3) 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金等)

※お手続きはお客様ご自身で行ってください。書類不備等による旅行変更・取消料は取消料の対象となりますのでご注意ください。

(4) オプションツアー(別途料金の小旅行)料金

(5) 日本国内の空港施設使用料及び、国際観光旅客税(出国税)

(6) 日本国内におけるご自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費及び旅行開始前日、旅行終了日等の宿泊費(国内線フライトスケジュールの都合上、当日国際線との接続ができない場合、交通・宿泊費用もお客様負担となります。)

(7) 旅行日程中または以外の明示されていない費用(研修中の通学費、自由旅行中の交通費および滞在費など)

(8) コースにより滞在保证金、学生寮の引ネン費、管理費、教材費等が別途必要となる場合があります。

(9) 海外旅行保険(語学学校や現地受入機関の規定により海外旅行保険に加入することが参加条件)

9. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

1> お客様の解除権

ア. お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は当社の営業時間内にお受けいたします。

a. 特定日(4/27-5/6、7/20-8/31、12/20～1/7)に開始する旅行

b. 特定日以外に開始する旅行

契約解除の日	a「特定日」に開始する旅行	b「特定日以外」に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降～31日目にあたる日まで	旅行代金の10%	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降～3日目にあたる日まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日以降旅行開始日まで	旅行代金の50%	
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%	

イ. お客様は次の各項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。

a. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス等の提供の中止、官公署の命令、その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となった時、あるいはその恐れが極めて大きい時。

b. 当社がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程及びホストファミリーのご案内を同項に規定する旨でお渡ししなかった時。

c. 当社が責めに帰すべき事由によりパンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となった時。

ウ. 当社は本項「(1)の1>のア」により旅行契約が解除された時は、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえない時は、その差額を申し受けます。また本項「(1)の1>のイ」により旅行契約が解除された時は、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

2> 当社の解除権

ア. お客様が第6項の規定する期日までに旅行代金を支払わない時は、当社は旅行契約を解除することができます。この時は、本項「(1)の1>のア」に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ. 次の各項目に該当する場合は当社は旅行契約を解除することができます。

a. お客様が当社の予め明示した性別・年齢・資格・技能、その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになった時。

b. お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められた時。

c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動中の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められた時。

d. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たない時。この場合4/27-5/6、7/20-8/31、12/20～1/7に旅行を開始する時は旅行開始日の前日から起算して33日目にあたる日より前に、また、上記期間以外に旅行開始するときは旅行開始日の前日から起算して23日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。

e. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、あるいはその恐れが極めて大きい時。

ウ. 当社は本項「(1)の1>のア」により旅行契約を解除した時は既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から違約金を差し引いて払い戻しをいたします。また本項「(1)の1>のイ」により旅行契約を解除した時は、すでに收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

(2) 旅行開始後の解除・払い戻し

1> お客様の解除・払い戻し

ア. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ. 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に関わる部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払い戻しいたします。

2> 当社の解除・払い戻し

ア. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様に予め理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

a. お客様が病気、その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められる時。

b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる時。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能となった時。

イ. 解除の効果及び払い戻し

本項「(2)の2>のア」に記載した事由でお客様または当社が旅行契約を解除した時は、本項「(1)の1>のア」によりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除した場合を除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して取消料、違約料その他の名目で既に支払った、または支払わなければならない費用がある時は、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払った、またはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しをいたします。

ウ. 本項「(2)の2>のアのa、c」により当社が旅行契約を解除した時は、お客様のお求めに応じて出発地に戻るために必要な手配をいたしますが、それらの手配に要した諸費用は、お客様負担となります。

エ. 当社が本項「(2)の2>のア」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向けてのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については有効な弁済がなされたものとします。

10. 個人情報の取扱いについて

(1) 当社及び受託旅行業社は、旅行申込みまたは旅行申込みされたお客様が記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらの受領のために手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社および販売店では(a)会社および会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、(b)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、(c)アンケートのお願い、(d)特典サービスの提供、(e)統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただきます。

(2) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物などの便宜のため、当社の保有するお客様の個人データをお土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空券名などに係る個人データを、予め電子的方法などで送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、当社担当まで出発前までにお申し出下さい。

(3) 「お客様の個人情報取扱について」および「個人情報取扱管理者」の氏名などは、弊社ホームページに詳細を明記しておりますので、一度ご覧下さい。https://www.statravel.co.jp/privacy-policy.htm

11. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2022年4月を基準としています。旅行代金は2022年4月現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規則を基準として算出しています。募集型企画旅行契約款についてこの条件に定める以外の事項(当社約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社約款をご希望の方は当社にご請求ください。また、当社ホームページhttps://www.statravel.co.jp/info/jokensho_kikaku_boshu.pdfからもご覧いただけます。

12. その他

(1) お客様が個人的な案内・買い物等を現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・貴重品の紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が発生したときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2) 当社はいかなる場合も旅行の再契約はいたしません。

(3) 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲はパンフレット等に記載している発着空港を出発(集合)してから、当該空港に到着(解散)するまでとなります。

(4) 日本国内の空港から本項(3)の発着空港までの区間を、普通運賃またはパンフレット等に記載の追加料金(または無料)で利用する場合、この部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。

(5) 渡航先(国や地域)によって、外務省渡航情報等、安全関係の情報や衛生情報が出されている場合があります。詳しくはご自身にてご確認ください。